一一、株式会社イワセエンタープライゼズほか一七名に対する件

昭和五二年（排）第一八号

排除命令

東京都港区南青山三丁目一番一号
株式会社イワセエンタープライゼズ
右代表者　代表取締役　岩瀬閣衛

東京都台東区松が谷一丁目五番一五号
株式会社伊澤工芸
右代表者　代表取締役　伊澤弘智

東京都港区南青山三丁目一番一号
株式会社イル・モンテ
右代表者　代表取締役　守安吉蔵

東京都千代田区神田美倉町一〇番地共同ビル内
株式会社ケーデザイン
右代表者　代表取締役　西垣慶子

東京都港区南青山五丁目四番三五―一二〇四号

泰和企業株式会社
右代表者　代表取締役　羅　朱　韶　華
神奈川県平塚市紅谷町一二番六号

株式会社テラス、クレール
右代表者　代表取締役　小　宮　宣　行
東京都港区六本木五丁目一一番三一号

株式会社東欧商会
右代表者　代表取締役　高　橋　国　二
東京都港区南青山三丁目一番一号

株式会社フエデラル
右代表者　代表取締役　木　下　真　雄
東京都港区南青山三丁目一番一号

有限会社グリヨン
右代表者　代表取締役　近　藤　正　栄
東京都港区南青山三丁目一番一号

エスプリこと
川　辺　紀　美　代
東京都港区南青山三丁目一番一号

かとりーぬこと

東京都港区南青山三丁目一番一号　友野清美

カフエ・ド・レザンポワこと

東京都港区南青山三丁目一番一号　外山満

ソウルトリツプこと

東京都港区南青山三丁目一番一号　瀬川研一

そば処いろはこと

東京都港区南青山三丁目一番一号　堀江トモ

貴凡こと

東京都港区南青山三丁目一番一号　山口建一

ノイ・青山こと

東京都港区南青山三丁目一番一号　岡本良幸

パンドラこと

阿部潤一

東京都港区南青山三丁目一番一号

ピガールこと

内田勝義

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社イワセエンタープライゼズ、株式会社伊澤工芸、株式会社イル・モンテ、株式会社ケーデザイン、泰和企業株式会社、株式会社テラス、クレール、株式会社東欧商会、株式会社フエデラル、有限会社グリヨン、エスプリこと川辺紀美代、かとりーぬこと友野清美、カフエ・ド・レザンポワこと外山満、ソウルトリツプこと瀬川研一、そば処いろはこと堀江トモ、貴凡こと山口建一、ノイ・青山こと岡本良幸、パンドラこと阿部潤一及びピガールこと内田勝義は、共同して、一般消費者を対象に、昭和五二年八月三一日から同年九月四日までを期間とし、「Ｐｌａｚａ２４６オープン記念」と称して行つた景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　右一八名は、今後一年間、一般消費者を対象に、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提

供に関する事項の制限」第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　右一八名は、第一項に基づいて行つた公示について、速やかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社イワセエンタープライゼズ、株式会社伊澤工芸、株式会社イル・モンテ、株式会社ケーデザイン、泰和企業株式会社、株式会社テラス、クレール、株式会社東欧商会、株式会社フエデラル及び有限会社グリヨンは、それぞれ、肩書地に本店を置き、東京都港区南青山三丁目所在の「３Ｄ青山ビル」内の一階又は地下一階に店舗を有し、小売業、サービス業又は飲食業を営む事業者であり、エスプリこと川辺紀美代、かとりーぬこと友野清美、カフエ・ド・レザンポワこと外山満、ソウルトリツプこと瀬川研一、そば処いろはこと堀江トモ、貴凡こと山口建一、ノイ・青山こと岡本良幸、パンドラこと阿部潤一及びピガールこと内田勝義は、それぞれ、肩書地所在の同「３Ｄ青山ビル」内の一階又は地下一階に店舗を有し、小売業又は飲食業を営む事業者である。

なお、株式会社イワセエンタープライゼズ、株式会社伊澤工芸、株式会社イル・モンテ、株式会社ケーデザイン、泰和企業株式会社、株式会社テラス、クレール、株式会社東欧商会、株式会社フエデラル、有限会社グリヨン、エスプリこと川辺紀美代、かとりーぬこと友野清美、カフエ・ド・レザンポワこと外山満、ソウルトリツプこと瀬川研一、そば処いろはこと堀江トモ、貴凡こと山口建一、ノイ・青山こと岡本良幸、パンドラこと阿部潤一及びピガールこと内田勝義（以下「イワセエンタープライゼズほか一七名」という。）は、前記「３Ｄ青山ビル」の一階及び地下一階を「Ｐｌａｚａ２４６」と称している。

二　イワセエンタープライゼズほか一七名は、共同して、一般消費者を対象に、「Ｐｌａｚａ２４６オープン記念」と称し、昭和五二年八月三一日から同年九月四日までを期間として、前記「Ｐｌａｚａ２４６」の各店舗内等にクイズの応募用紙を置き、入店者に応募させ、正解者の中から抽せんにより、期間中毎日、特賞　ハワイ六日間の旅行（二一万二〇〇〇円相当）へ自己負担金三万二五〇〇円で優待一本、一等　カメラ及びフィルム（約一万六〇〇〇円相当）二本、二等　ハンガーケース（約三、〇〇〇円相当）一〇本等を提供することを企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

なお、イワセエンタープライゼズほか一七名は、右懸賞の募集を、新聞折り込みビラに記載して広告し、前記各店舗に入店しないものでも、官製はがきで応募できる方法を用いている。

三　前記懸賞に係る通常行われる取引の価額のうちの最低のものは、コーヒー一杯三五〇円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の最高額は、七、〇〇〇円である。したがつて、前記景品類中特賞及び一等の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、イワセエンタープライゼズほか一七名の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であつて、同告示第二項の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五二年一二月七日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　橋口收
委員　青山春樹
委員　熊田淳一郎
委員　野口一郎
委員　後藤英輔